

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

災害救助法に基づき、被害認定をうけた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。

■対象者（世帯）

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の「**住宅**」被害の
り災証明を受けた者
- ・自らの資力では応急修理をできない者

■応急修理の範囲

「**住宅**」の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限ります。
（畳や壁紙等のみの張り替えや家電製品は対象外です。）

■応急修理の限度額（1世帯あたり）

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊 … 706,000円以内
- ②準半壊 … 343,000円以内

※準半壊に至らない場合は、対象外となります。

■申込み提出必要書類（工事着手前に提出してください。）

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・り災証明書（金沢市資産税課にて申請・交付）
- ・工事施工前の被害状況が分かる写真
- ・修理見積書（様式第3号）

※り災証明書の申請は
令和6年12月27日まで

■手続きの流れ 別紙 図1を参照してください。

■完了期限 令和7年12月31日まで ※期間延長になりました

問い合わせ先（書類提出先）

金沢市役所 都市整備局 住宅政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL：076-220-2553 FAX：076-261-3366

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

